

千早赤阪村への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

雇用・労働施策については、大阪府やハローワーク河内長野など関係機関と連携し、その推進に努めたいと考えております。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

「千早赤阪村就労支援計画」に基づき雇用状況の改善に努めてまいりたいと考えており、大阪雇用対策会議とも連携し取り組みたいと考えております。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

就労困難者については従来より地域就労支援事業に取り組んでいるが、福祉担当課とも連携し事業の充実に努めたいと考えております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働関係の各法令については、その内容について村広報等を通じて村民や各企業に周知したいと考えております。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

「行政の福祉化」の立場から、行政のあらゆる分野で各分野間が連携し当事者の自立支援を主眼とした施策を展開していかなければならないことは、十分に認識をいたしております。「総合評価入札制度」については勉強会等で検討しておりますが、今のところ具体的などころまで至っておりません。役場庁舎等の日常定期清掃につきましては、最小限度の委託費と、職員の対応で管理を行っております。

また、「指定管理者制度」については、平成16年度から主な施設において導入をしており、指定管理者においても「行政の福祉化」と「人権」の趣旨を十分理解させ、施策に活かすよう指導してまいりたいと考えております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

一人ひとりが望む生き方ができる社会へつなげるために、社会全体の運動として広げる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

今後、富田林商工会と連携して取り組みたいと考えております。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

村内の北部地域において、大森まちづくり協議会が設立されており、企業誘致を進めているところです。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

- ① 使いやすい融資制度の拡充
- ② 地場企業への官公需の優先発注

(一括回答)

(3)①②について、本村独自の融資制度は設けておりませんので、中小企業施策全般について、富田林商工会と連携して進めたいと考えております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

富田林商工会と連携し、適正な下請取引が行われるよう事業者に周知してまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本村の行財政改革については平成17年に策定した「千早赤阪村元気プラン」により進めています。策定にあたっては住民の参加を得てまとめ上げ、またその内容について住民説明会を開催するなど、住民の理解を求めています。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政改革については、「千早赤阪村行財政改革実施計画」に基づき推進しております。今後も財政の健全化に取り組む必要がありますので、住民の皆さんに対する情報の公開など積極的に進めてまいります。また、平成21年度から、村の主要な計画策定などの際には策定段階で住民の意見を聞き、反映できるよう、パブリックコメント制度を設ける予定です。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

大阪府において、平成22年度から市町村への事務移譲が計画されており、21年度に移譲について府と協議する予定です。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

大阪府及び大阪府町村長会と連携して、国に要望・提言してまいりたいと考えております。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

南河内保健医療協議会では、平成18年4月に南部広域小児急病診療体制を、また平成20年10月に南河内圏域障害児（者）歯科診療体制を整備しました。現在、医師不足や医療機関の資源不足等の対策としては、病院当番制により圏域全体で対応し、重症者への適切な対応を行うシステムを構築するため調整中です。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

医療・福祉・介護を取り巻く現下の状況に鑑み、国において、平成19年8月に社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針の改正、また平成20年5月に介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が公布されました。

将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくため、国において平成21年度に介護報酬等の引き上げが予定されていますが、本村としてもこれらの指針等に沿って、国・府等と連携してその役割を果たしていきたいと考えております。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

国の特別対策等による利用者負担の軽減措置については、平成21年4月以降も継続される予定です。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

「健康ちはやあかさか21（村健康増進計画）」では、休養・こころの健康づくりに向けて、村をはじめ各関係機関が一体となり、健やかなこころを育て人との交流を深めることを定めており、その支援等を行っています。

また、マタニティーブルーやうつ病・認知症の相談等を行い、必要に応じ大阪府や医療機関と連携して対応しております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消
- ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）
- ③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化
- ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(一括回答)

(1) ①～④について、本村では、保育所の待機児童は解消しています。子育て支援については、平成20年度中にニーズ調査を行い、平成21年度に「千早赤阪村子育て支援計画」の見直しを行う予定です。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対

策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

本村では、平成17年から大阪府の補助金事業を活用して小学校に受付員を配置してきました。府の財政改革により補助金が交付金化されましたが、この交付金を活用して平成21年度も受付員を配置し、児童の安全確保に努めたいと考えております。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本村の小中学校では、社会科や総合的な学習の時間に児童・生徒の職場訪問や職業体験を実施しており、今後も継続されるものと考えています。また、どの小学校も1学年の児童数が35人未満で、きめ細かな授業を行っています。「ものづくり教育」としては、地域住民の協力で農業体験などをしており、今後も教育委員会として支援してまいりたいと考えております。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

千早赤阪村要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待等の要保護児童の問題に関して、地域の各関係機関及び団体等と連携を密にして対応しています。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本村では、相談窓口を設け相談活動を行っておりますが、必要に応じて大阪府富田林子ども家庭センター及び府配偶者暴力相談支援センターの紹介なども行っております。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定については、今後検討したいと考えております。また、DV防止法や相談窓口などについては村広

報紙等により周知しておりますが、引き続き周知したいと考えております。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本村では、2006(平成18)年3月に「男女共同参画推進計画」を策定し、住民に周知するためその概要版を全世帯に配付しました。今後も本計画に基づき相談体制充実などに取り組みたいと考えております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、早急に計画を策定し実行すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

「地球温暖化防止計画」の策定について検討してまいりたいと考えております。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

ごみの分別収集の徹底により一層のごみの減量化を図るとともに、資源の有効活用を図るために、家庭・事業所のリユース・リサイクルの取り組みに対する啓発推進に努めてまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

防災対策につきましては、住民に周知するため広報紙への掲載などを計画しております。平成20年度から、地震災害に備え住宅等の耐震診断の補助事業を創設しました。

また、地域防災力の向上を図るため、各地域による自主防災組織の結成を促進しており、4地区で結成されました。災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事は平成21年度に小学校を、22年度以降には中学校を進めたいと考えております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

富田林警察と連携し「安心・安全な生活」を確保したいと考えております。また、登下校時の子どもを地域で見守る活動についても推進したいと考えております。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

都市近郊という村の立地を活かし、地産地消をさらに推進するため、関係機関等と連携して生産者組織の指導・育成に努めたいと考えております。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法により保障された基本的人権に係る深刻かつ重要な問題であると認識しております。

人権啓発活動につきましては、大阪府をはじめ各関係機関と協力・連携をし、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

毎年平和パネル展を開催し、平和についての啓発に努めております。今後も継続して取り組みたいと考えております。